実績報告提出時の書類において、マニフェストがない場合の対応

1.事業計画書提出の時、添付した見積書に撤去品処分費用等の掲載があり、設備購入先(工事施工)事業者が廃棄処分し請求書にも処分費用が掲載されているときは、様式第10号にその旨記載。

　◎なお、事業計画書提出の時、添付した見積書にフロン回収費用や産業廃棄物処理費

の記載があるものはフロン回収証明やマニフェストが発行されます。

2.事業計画書提出の時、添付した見積書に更新前設備の処分費用等が記載されていない場合、助成金対象事業者が、産業廃棄物処理業者に廃棄処分依頼し、納品、請求書と領収書にて確認を行い、廃棄証明書に添付すること。

　◎なお、助成金対象事業者が、排出事業者として処分受託者と処理委託契約を行う場合

は、マニュフェストを助成金対象事業者自身で作成することになります。

参考に、専門家作成の　別紙(中小企業エネルギーコスト削減助成金の設備廃棄に

ついて)を添付いたします。